

聖籠町告示第23号

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年3月15日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱を改正する告示

聖籠町福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業実施要綱（平成23年聖籠町告示第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

（3） 聖籠町高齢者タクシー利用助成事業実施要綱（平成31年聖籠町告示第11号）により助成を受けている者

第8条に次の1項を加える。

7 燃料費助成決定者が燃料費助成券を使用するときは、燃料費から助成額を控除した金額を給油事業者に支払うものとする。ただし、燃料費が使用する燃料費助成券の合計助成額に満たないときは、当該燃料費の額を助成額とする。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(第7条関係)

(表)

<p>聖籠町福祉タクシー利用助成券</p>	
<p>この券は、下記の協力事業者以外は使えません。 この券の有効期限は、申請した日の属する年度末の日(3月31日)までとします。</p>	
<p>聖籠町長</p>	
<p>〈対象者〉</p>	
<p>住 所</p>	
<p>氏 名 _____</p>	
<p>協力事業者名</p>	

(裏)

協 力 事 業 者 名			
乗 車 年 月 日	年 月 日		
乗 車 経 路	乗車地	~	降車地
助 成 金 額	700円	精 算 金 額	
		<small>※事業者は、助成額が700円に満たない場合記載すること</small>	

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第8条関係)

(表)

自動車燃料費助成券	
この券は、下記の協力事業者以外は使えません。 この券の有効期限は、申請した日の属する年度末の日(3月31日)までとします。	
聖籠町長	
〈対象者〉	
住 所	
氏 名	_____
協力事業者名	

(裏)

協力事業者名			
給油年月日	年 月 日		
助成金額	700円	精 算 金 額 <small>※事業者は、助成額が700円に 満たない場合記載すること</small>	

附 則
この告示は、平成31年4月1日から施行する。